

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宇都宮市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

宇都宮市長

## 公表日

令和1年6月27日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法、地方税法及びその他地方税に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、宇都宮市介護保険条例等に基づき、宇都宮市(以下「本市」という。)が、被保険者の資格管理、保険料の賦課徴収、要介護認定、保険給付に関する事務を行う。</p> <p>① 転入、年齢到達による資格の取得及び死亡、転出等による資格喪失を管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する。            ② 被保険者の所得等に応じて保険料の賦課、徴収を行う。            ③ 国保連合会、各年金保険者と連携し、介護保険料の特別徴収を行う。            ④ 被保険者等の申請に基づき要支援・要介護認定の調査等を実施し、要介護等の認定を行う。            ⑤ 介護サービス等の利用者に対して、所得等に応じた保険給付を行う。            ⑥ 住所移転後の要介護認定及び要支援認定の要件確認を行う。            ⑦ 情報提供ネットワークシステムを利用した介護保険関係情報の提供を行う。            ⑧ 情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報や年金関係情報等の照会を行う。</p>
③システムの名称	<p>① 介護保険事務処理システム            ② 住民基本台帳オンラインシステム            ③ 共通基盤システム(庁内連携システム)            ④ 団体内統合宛名システム            ⑤ 中間サーバ</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)            (平成25年5月31日法律第27号)            ・ 第9条第1項 別表第一の68の項            ・ 第9条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1 番号法第19条第7号別表第二における情報提供の根拠            第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項)</p> <p>2 番号法第19条第7号別表第二の主務省令(※)における情報提供の根拠            「重点項目評価書」別紙1参照            (※)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令</p> <p>3 番号法第19条第7号別表第二における情報照会の根拠            第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項 (93,94の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部高齢福祉課
②所属長の役職名	高齢福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市 保健福祉部 高齢福祉課 電話番号 028-632-2907
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号 宇都宮市 保健福祉部 高齢福祉課 電話番号 028-632-2907

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

